（その１）

2156

収支報告書

平成30 年分
（　　開催分）

（ふりがな）　ほんだたろうせいさくけんきゅうしょ

1 政治団体の名称　本田太郎政策研究所

2 主たる事務所の所在地　京都府宮津市鶴賀2109-19

3 代表者の氏名　本田　太郎

4 会計責任者の氏名　本田　雄三

事務担当者の氏名

小谷　典仁

（電話）　0773-77-8838

（電話）

（電話）

京都府 受付 平成 31. 2. 26 時 分 政治資金管理等

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ ２以上の都道府県の区域等
- ☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☑ 有
- ☐ 無

公職の種類　衆議院議員
（現職・候補者の別）　（現職）

資金管理団体の届出をした者の氏名　本田　太郎

国会議員関係政治団体の区分

- ☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名　本田　太郎

公職の種類　衆議院議員
（現職・候補者の別）　（現職）

公職の候補者の氏名（２人目）

公職の種類
（現職・候補者の別）

公職の候補者の氏名（３人目）

公職の種類
（現職・候補者の別）

資金管理団体の指定の期間

から
まで

（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

から
まで

（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	9,750,000
（前年からの繰越額）	0
（本年の収入額）	9,750,000
支　出　総　額	1,469,509
翌年への繰越額	8,280,491

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	570,000	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	2,820,000	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	3,390,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	3,390,000	

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

行番号	事業の種類	金額	備考
1	本田太郎君を励ます会	6,360,000	平成30年12月21日　憲政記念館　会議室
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	合計	6,360,000	

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
1	本田　太郎	200,000	H30/6/30	京都府宮津市鶴賀2109-19	衆議院議員	
2	小西　正伸	20,000	H30/9/21	京都府与謝郡与謝野町滝1928	会社役員	
3	本田　太郎	300,000	H30/11/30	京都府宮津市鶴賀2109-19	衆議院議員	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
	その他の寄附	50,000				
	合　　計	570,000				

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
1	有隣会	1,920,000	H30/8/9	東京都千代田区隼町3-19 隼町MTビル7階	須藤孝治	
2	有隣会	300,000	H30/7/30	東京都千代田区隼町3-19 隼町MTビル7階	須藤孝治	
3	新風会	300,000	H30/7/30	東京都千代田区永田町2-2-1-703	遠藤利明	
4	有隣会	300,000	H30/12/7	東京都千代田区隼町3-19 隼町MTビル7階	須藤孝治	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の寄附	0				
	合　　計	2,820,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0		
(2) 光熱水費	0		
(3) 備品・消耗品費	0		
(4) 事務所費	10,800		
小計	10,800	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	0		
(2) 選挙関係費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	1,458,709	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣伝事業費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	1,458,709		
エ その他の事業費	0		
(4) 調査研究費	0		
(5) 寄附・交付金	0		
(6) その他の経費	0		
小計	1,458,709	0	
合計	1,469,509		

（その14）

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	政治資金監査報酬	10,800	H30/8/10	山添税理士事務所	京都府与謝郡与謝野町幾地1639-2	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	0				
	合計	10,800				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		5．政治資金パーティー開催事業費 衆議院議員　本田太郎君を励ます会	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	会場使用料	37,120	H30/12/20	衆議院	東京都千代田区永田町1-7-1	
2	会場代	823,780	H30/12/27	株式会社霞ガーデン	東京都千代田区永田町1-1-1	
3	印刷代	339,120	H30/12/27	田商ピーアール株式会社	東京都新宿区西早稲田1-11-6　1階	
4	お土産代	154,864	H30/12/28	竹中罐詰株式会社	京都府宮津市字小田宿野160-3	
5	看板代	66,258	H30/12/28	株式会社コサイン東京	東京都品川区東大井2-6-1	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	37,567				
	合計	1,458,709				

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

☑ 1　領収書等の写し

☐ 2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑ 3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 31 年 2 月 13 日

政治団体の名称　本田太郎政策研究所

会計責任者の氏名　本　田　雄　三　㊞

（代表者については解散時のみ記入すること）

代表者の氏名　　㊞

政治資金監査報告書

平成31年2月14日

本田太郎政策研究所
代表者　本　田　太　郎　殿

登録政治資金監査人　山本 謙三
登録番号　第　82号
研修修了年月日　平成20年12月25日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、本田太郎政策研究所の平成３０年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、本田太郎政策研究所の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、

かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、存在しなかった。

３　業務制限

本田太郎政策研究所と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以　上